

随意契約理由書

件名	有馬里44号線緊急補修工事
契約の相手方	株式会社 ゴシヨー
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
随意契約の理由	
<p>北区有馬里44号線において、道路の下法面の一部が徐々に崩落し、落石と崩土の一部が民地に流入している状態である。現場は、民地と道路の下法に挟まれた非常に狭隘な箇所であるとともに、現道からは高低差があるため、重機での寄付きが困難な箇所である。崩壊した法面のすぐ下には家屋（店舗兼住宅）が隣接している。</p> <p>崩壊した法面は岩が主体であるが、部分的に不安定な状態であり、今後大雨等で崩落する危険性があり、法面下の住民に影響を及ぼすため、至急対策を講じる必要がある。</p> <p>本工事の請負人は、法面防災工事の北区管内の実績が多く、専門性も高く、現場付近を熟知していること、資機材の調達など、臨機な対応ができ、緊急かつ確実な施工ができることから選定した。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局北建設事務所 (電話番号 078-981-5191)